

■利用料金■（介護予防短期入所療養介護）

◆介護報酬に係る費用・利用者 1 割負担分 （ ）内はそれぞれ 2 割、3 割負担

	項目	個室	多床室	備考・要件
基本額	要支援 1	640 円 (1,281 円) (1,922 円)	681 円 (1,362 円) (2,044 円)	一日あたりの料金
	要支援 2	788 円 (1,577 円) (2,366 円)	845 円 (1,691 円) (2,537 円)	
加算負担分	個別リハビリテーション 実施加算	243 円/回 (486 円) (730 円)		利用中に個別リハビリテ ーションを行った場合
	送迎加算	186 円/片道 (373 円) (559 円)		居室—施設間の送迎を 行った場合
	サービス提供体制加算 (Ⅰ)	22 円/日 (44 円) (66 円)		介護職員の総数のうち介護 福祉士の者が 80%以上
	夜勤職員配置加算	24 円/日 (48 円) (72 円)		入所者 20 人に対し 1 人以上の 割合で夜勤者を配置した場合
	在宅復帰・在宅療養支援機 能加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	51 円/日 (103 円) (155 円)		在宅復帰される入所者が、 厚生労働省の定める割合 以上にある場合
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 円/日 (20 円) (30 円)		見守り機器などのテクノ ロジーを 1 つ以上導入し 業務改善を継続的に行っ た場合
	口腔連携強化加算 (1 月に 1 回を限度)	50 円/回 (101 円) (152 円)		口腔の健康に関する評価 を実施し、歯科医療機関と 提携した場合
	療養食加算	8 円/食 (16 円) (24 円)		厚生労働省が定める療養 食を提供した場合
	緊急時施設療養費	525 円/回 (1,050 円) (1,575 円)		入所者の状態が重篤な際 に、緊急的な治療管理を行 った場合
	介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算）×サービス別 加算率(6.9%) (1 単位未満の端数四捨五入) ×1 単位の単価(10.14)		

※金額は法令で定められた単位を元に算出しており、利用日数や回数により異なる場合があります。

その他料金（介護保険の給付対象とならないサービス）

① 食費

単位：円

食事 利用者負担段階	朝	昼	夕	1日あたり (限度額)
第1段階	460	750	710	300
第2段階				600
第3段階①				1,030
第3段階②				1,360
第4段階				1,920

※第1～3段階の方については、1日あたりの食費の限度額がありますので、この額を超えてご負担いただくことはありません。

② 滞在費（1日あたり）

単位：円

利用者負担段階 部屋の別	第1段階	第2段階	第3段階 ① ②		第4段階
多床室	0	430	430		437
従来型個室	550	550	1,370	1,470	1,728

※第3段階多床室は①②同様

③ 利用料領収証明書（1通につき） 1,100円

※その他 特別なレクリエーション材料費等として実費をいただく場合があります。

※2人室利用の滞在費は、特別な室料（330円）と多床室の料金を加算したものです。